

平成25年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成25年10月10日 開会

平成25年10月10日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成25年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録		
招 集 期 日	平成25年10月10日	
招 集 場 所	厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成25年10月10日 10時00分
	閉 会	平成25年10月10日 14時08分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	佐 藤 淳 一	○	9	南 谷 健	○
2	大 野 利 春	○	10	谷 口 弘	○
3	石 澤 由紀子	○	11	中 屋 敦	×
4	佐々木 敬 治	○	12	室 崎 正 之	○
5	中 川 孝 之	○	13	音喜多 政 東	○
6	堀 守	○			
7	金 橋 康 裕	○			
8	竹 田 敏 夫	○			
以上の結果、出席議員13名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 崎 広 也	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町 長	若狭 靖
副町長	大沼 隆
総務課長	會田 周二
税財政課長	小島 信夫
まちづくり推進課長	湊谷 政弘
町民課長	板屋 英志
保健福祉課長	松見 弘文
建設課長	高谷 高
特別養護老人ホーム施設長	高橋 敏晴
会計管理者	佐藤 悟
教育長	富澤 泰
管理課長	佐田 靖彦
生涯学習課長	桂川 実
指導室長	武山 昇

1. 会議録署名議員 1 2 番 室崎議員 1 番 佐藤議員

1. 会 期

10月10日の1日間

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成25年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成25年10月10日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		行政報告
5		教育行政報告
6	議案第80号	平成25年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第81号	平成25年度岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第82号	平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算
7	請願第2号	有明地区昆布干場等水害対策に関する請願書
8	意見書第4号	J R 北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（音喜多議長） ただいまから、平成25年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番室崎議員、1番佐藤議員を指名いたします。

●議長（音喜多議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番南谷委員長。

●南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。本日、午前9時15分から第7回議会運営委員会を開催し、第1回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会からの提出案件は、会期の決定についてがあり、請願、有明地区昆布干場等水害対策に関する請願書及びJR北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書について。この2件は告示後に提出されており、この2件の取扱いについて本会議に諮ります。取扱い後によりまして、審査方法は、会期の決定は本会議において。意見書と請願、この2件は本会議の取扱い結果により、本会議審査となります。

町長提出議案は、町長の行政報告と、教育長の教育行政報告があります。議案第80号から議案第82号までの、平成25年度各会計補正予算3件があります。この補正予算については、一括上程し、審査、採決は1本ずつとなり、本会議で行います。会期は本日1日間といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

なお、告示をした後に緊急を要すると判断される案件として請願第2号を日程に入れさせていただきたいということで、議会運営委員会にもお諮りしておりますが、日程に追加してよろしいか、お諮りいたします。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって請願第2号を日程第7として追加することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 次に同じく、告示をした後に緊急を要すると判断される案件として意見書案第4号についても同様に、日程に追加してよろしいかお諮りいたします。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって意見書案第4号を日程第8として追加することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日とすることに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 日程第4、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許したいと思います。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成25年9月16日の台風18号通過に伴う被害の状況及びその対応並びに予防接種健康被害救済制度申請書の受理について、行政報告をいたします。

始めに平成25年9月16日の台風18号通過に伴う被害の状況及びその対応についてであります。

厚岸町では9月16日の台風18号の通過により、1時間に最高63ミリ、総雨量で200.5ミリにも達する大雨による河川の氾濫などに加え、ダウンバーストといわれる突風や暴風によって、多くの被害が発生いたしました。その間、厚岸町としては、同日午後8時に災害対策本部を設置し、直ちに職員を非常登庁させた上、浸水防止のための土のうづくりや、町民からの要請などに応じた各戸、各所での土のう積みやポンプによる排水作業、屋根の飛散防止やシートの敷設、床上浸水に遭われた方の救出や被害箇所の確認、断水に伴う各所での給水作業などの応急対応を行ったところであります。

この度の台風18号通過に伴う被害状況につきましては、既に個人又は町が復旧したものや算出が不可能なもの、また、これから北海道が実施する工事などがあるため、すべての被害額をお示しすることはできませんが、現時点での被害状況がまとまりましたので、その報告書をお配りいたしますとともに、報告書の内容に沿って、その概要を申し上げます。

お手元にある報告書をご覧ください。

今回の被害では、幸いにして「人的被害」はありませんでした。

「住家被害」では、4地区で6戸の床上浸水と7地区で11戸の床下浸水があったほか、突風や暴風により4地区で7戸の半壊がありました。

また、これら被害のあった世帯には、その被害内容に応じて、水洗を除いたトイレのくみ取りや了解を得た上での防疫作業、災害後の心のケア活動を行っております。

「非住家被害」の「公共建物」では、門静地区集会所が床上浸水し、1,023万5千円の被害額となっております。

「農業被害」の「農作物」では、太田地区と別寒辺牛地区で農家4戸、合わせて30ヘクタールに及ぶデントコーンの倒伏や折損の被害と、尾幌地区などで、合わせて1,200ヘクタールに及ぶ牧草の草地冠水があり、太田地区などでは、更新中の草地の表面が浸食される、いわゆるガリ浸食の被害が30ヘクタールありました。「農業施設」では、施設の冠水などにより、太田取水ポンプ場の非常用発電機、動力制御盤、電装一式の破損や太田地区3箇所での配管の露出、片無去取水場の変圧器の破損があったほか、尾幌のポン尾幌排水路護岸と大別の9号川護岸の一部が破損する被害がありました。「営農施設」では、D型ハウスの倒壊・破損6棟、倉庫の破損2棟、ビニールハウスの破損3棟、農業用機械のローラーベラーとバキュームポンプの破損それぞれ1台の被害がありました。これらの被害は若松地区のバキュームポンプを除き、いずれも尾幌地区で起きたものであり、9月20日に釧路地方気象台が報道発表した「ダウンバースト」といわれる突風が原因であったと思われます。「畜産施設」では、その突風により尾幌地区などで、9棟の牛舎が破損し、4棟の牛舎と1棟の厩舎が浸水する被害があったほか、突風による育成牛3頭の死亡と乳牛2,000頭が断水による飲み水不足となりました。「その他」では、浸水による被害として、ラップサイレージ800個とスタックサイロの牧草800トン着水と、農用馬・乗用馬8頭の溺死、停電により農家1戸で生乳0.7トンの廃棄処分がありました。

「土木被害」の「道路」では、町道55路線、84箇所、道路の洗掘や陥没、法面・路肩の崩落や滑落、側溝の破損や詰まりなどの被害があり、503万3千円の被害額となっており、「公園」では、子野日公園において、主園路舗装面の陥没やトイレへの土砂堆積、3箇所の斜面崩落の被害があり、14万7千円の被害額となっております。

「水産被害」の「漁船」では、暴風による転倒により、合わせて10隻の漁船が破損する被害がありました。「その他施設」では、乾燥機室の浸水が9棟、冷凍機小屋の屋根の一部破損が1棟、船巻小屋の全損又は一部破損が5棟、カキ処理場・カキ小屋の全損又は一部破損が3棟、漁業倉庫の浸水又は屋根破損が9棟、船外機の破損が1基、クレーン支柱の破損が1件あったほか、昆布干場への浸水又は浸水による採石への泥付着といった被害が21件ありました。

「水産製品」では、有明地区などで乾燥機室や倉庫の浸水により昆布22駄に着水の被害がありました。

「林業被害」の「治山施設」では、奔渡地区など13箇所の治山施設で土砂が崩落する被害があり、一部の箇所ではその土砂が町道や家屋に流入するといった被害もありました。

「林産物」では、尾幌地区の町有林1箇所と私有林4箇所で突風による倒木の被害がありました。

「衛生被害」の「水道」では、太田宏陽にある上水道取水ポンプ場が冠水して機器が破

損したため、使用不能となる被害がありました。その被害額は、1千12万円ではありますが、この被害により、17日の午前8時から、厚岸町の9割に相当する4,107世帯が断水となり、最も復旧が遅かった床潭地区と末広地区では19日の午前1時20分までその状態が続きました。

この断水への対応として、町は、17日午前8時から午後8時までの間、釧路市や町内業者の応援を得て、町内4箇所で拠点給水を行いました。取水ポンプ場の水の引きが遅かったため、翌日も断水せざるを得ないと判断し、同日午後には、釧路市や町内業者に加え、自衛隊のほか、根室市、鶴居村、釧路開発建設部の応援をいただく手配をし、翌18日には、拠点を前日の4箇所から19箇所に増やして給水を行ったところであります。

「商工被害」の「商業」では、太田地区の公民館の窓ガラス1枚が破損し、その被害額は3万円となっております。

「その他被害」では、苫多地区で7箇所の斜面、私道の崩落などの被害がありました。また、町有施設では、裏山の土砂、立木流出による水鳥観察館擬木柵の一部損壊や、暴風、法面滑落などによる厚岸情報ネットワークの電柱傾斜、光ケーブル破損が8箇所であったほか、風倒木による御供山展望台散策路の木製防護柵破損といった被害がありました。なお、厚岸情報ネットワークの被害額は、207万2千円となっております。

以上が、台風18号による被害状況と町が行った主な対応の概要であります。

なお、昨日10月9日に、9月15日から17日にかけての台風18号と、これから変わった温帯低気圧による災害が激甚災害に指定されるとともに、当該災害に適用すべき措置を指定する政令が公布・施行されました。この指定により、本町では、先ほど申し上げた「農業被害」における「農業施設」被害のうち、農地・農業用施設災害復旧事業で復旧対応を予定している太田地区の営農用水施設である太田取水ポンプ場と太田地区配水管、ポン尾幌排水路護岸施設と9号川護岸施設の復旧事業が、通常の補助率からかさ上げとなる措置が適用される見込みとなったことを申し添えます。

この度の台風では、特に長時間にわたる上水道の断水に関し、多くの町民の皆様にご不便をお掛けしたことをお詫び申し上げますとともに、関係機関の温かいご支援とご協力に心から感謝を申し上げる次第であります。

町としては、既に復旧を完了しているものもありますが、今後必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、残る復旧対応に全力で取り組んでまいります。

また、教育委員会の対応につきましては、後ほど教育長から教育行政報告がございます。

次に、厚岸町が実施した予防接種で、健康被害に対する救済制度の申請書が提出され、これを受理したことについて報告いたします。

去る8月20日に医療機関で子宮頸がん予防ワクチンを接種した町内の中学1年生の女子生徒が、接種した腕の痛み、しびれと腫れ、腕が上がらず運動制限がされているといった副反応を内容とする子宮頸がん予防ワクチンの予防接種による健康被害救済に関する申請が、9月20日付けで当該生徒の保護者から厚岸町長にありました。

予防接種健康被害救済制度は、昭和51年の「予防接種法」等の改正により創設された制度で、法に基づく予防接種を受けた方がその予防接種を起因とする疾病に罹り、障害の状態となり、又は死亡した場合において、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料などの給付を行うことにより、健康被害を受けた方々を救済する制度であります。

この度の申請は、予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担分と、通院等に必要な諸経費として認められる医療手当の支給を求める内容となっており、この申請書の受理は、昭和57年11月に「厚岸町予防接種健康被害調査委員会」を設置して以来、厚岸町としては初めてのことになります。

この生徒は、8月22日に接種した医療機関を受診して痛み止めを処方されましたが、症状が改善しないため、再度8月26日に接種した医療機関を受診した際に紹介された釧路市内の神経内科がある医療機関において、8月28日から30日にかけて神経と筋肉の精密検査を受けました。検査の結果、異常はなかったということでしたが、痛みとしびれが続いていたため、痛み止めを処方されたということでもあります。9月6日の通院日には、痛みなどの症状は軽快してきてはいたものの、まだ少し痛みがあったため、1箇月分の痛み止めを処方されております。その後、保護者から、10月4日の再受診においては、腕の痛みなどがなくなり、腕の可動域も制限されることなく、子宮頸がん予防ワクチンを接種する前の状態に戻っているとの連絡を受けたところでもあります。

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成23年2月から無料による任意接種が行われ、本年4月からは厚岸町が実施する定期予防接種として、積極的に接種勧奨すべきものとして位置づけられました。

しかし、ワクチン接種後に重い健康被害に苦しむ中学生や高校生が出ているとして、接種中止を求める請願書が厚生労働省へ提出されたことや、昨年12月現在で接種した人、延べ829万人のうち、1,166件の副反応の報告があり、そのうち101件が重症という状況であったことから、同省として、今後、科学的評価に基づく対応を検討していくとされておりました。

6月14日に「厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検査部会」が開催された結果、「子宮頸がん予防ワクチンの接種中止はしない。」「積極的な勧奨はしない。」という分科会の速報が当町に入りましたので、町では、町内の医療機関へその旨を連絡するとともに、接種する人に子宮頸がん予防ワクチンの有効性、安全性等を十分説明した上で接種されるよう、改めて周知を図っていたところでもあります。

現在町としては、北海道大学、釧路保健所及び町内医療機関の医師を委員とする「厚岸町予防接種健康被害調査委員会」を10月29日に開催することとして、医療機関からの情報収集を行っているところでもあります。

また、この委員会では、健康被害について医学的な見地等から疾病の状況等について調査を行い、この調査結果が北海道を通じて厚生労働省に提出され、同省で必要書類や症状のチェックを行った後、同省が設置する外部有識者で構成される「疾病・障害認定審査会」で審査が行われることになります。

この審査を受けて、定期の予防接種を実施した厚岸町が、医療費と医療手当の支給の可否をお知らせすることになります。

今後、予防接種対象者への説明に当たっては、有効性だけではなく、副反応が起きることがあることの丁寧な説明に努めるとともに、予防接種健康被害に対する相談窓口体制の充実を図ってまいります。

なお、本2件に関連する予算案につきましては、この後の議案提出時に、税財政課長並びに水道課長から提案理由の説明がありますので、よろしく後審議の上、議決を賜ります

ようお願い申し上げ、行政報告といたします。

●議長（音喜多議長） これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。ございませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第5、教育長から、教育行政報告の申出がありましたので、これを許したいと思えます。

●教育長（富澤教育長） 次に私からは、台風18号被害での断水に伴い、町内小中学校で取った対応について報告させていただきます。

9月17日は、各学校では連休明けの通常授業で、給食も通常通りの日でありましたが、断水により「お米が炊けない」「食器が洗えない」など調理不能で、学校給食が提供できないこととなりました。そのため、災害時の休校等を決定する連絡体制に基づき緊急に校長会と協議した結果、真龍小学校を除く町内全小中学校において午前授業とし、防災無線及びIP告知端末によりお知らせするとともに、各学校の連絡網を通じ、各家庭に対しても周知したところであります。

なお、真龍小学校については、貯水槽がないため、手洗いやトイレの使用が出来なくなったため、17日を臨時休校とすることとしました。更には翌18日以降の断水にも対応できるよう、ポリタンクを20個用意するとともに、仮設トイレを6基設置したところです。また、真龍中学校、厚岸小学校及び厚岸中学校の3校は、貯水槽があり、節水を呼びかけるとともに、必要に応じて、消防署の協力を得て、太田地区の消火栓から給水し、貯水槽への注入を行う事で対応いたしました。床潭小学校については、少人数でもあり、学校での対応ができました。

なお、太田小学校、太田中学校及び高知小中学校は、上水道とは違う水道施設のため、被害を受けず断水になっておりません。

前段で申し述べましたが。17日は給食の提供が出来なかった事から、18日以降の対応については、急遽、臨時教育委員会を開催し協議をいたしました。一つの方法として各家庭でお弁当を作っていただく事も検討しましたが、断水による家庭での影響も考慮し、町とも協議の上、給食費に不足額を上乗せして弁当を発注することとし18日の昼食について対応いたしました。

学校給食の代替という事で、発注個数も児童生徒及び教員を含めると860食強となり、前日の発注では対応できないのが通常であり、18日の昼食対応が可能か心配しましたが、対応可能との返事を受けた業者があり、昼食を提供することができました。

次に、教育委員会所管の施設の被害であります。町長からの行政報告にありました太田公民館の窓ガラス破損を除き、幸いにして、その他の被害はございません。

なお、本臨時会に、ただ今申し述べた対応にかかる費用について、補正予算を計上させていただきます事をお知らせし、教育行政報告といたします。

●議長（音喜多議長） これより、教育行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。ございませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ、以上で教育行政報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第6、議案第80号、平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第82号、平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第82号、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただ今上程いただきました議案第80号、平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第81号、平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

本臨時会に上程いたします補正予算案につきましては、去る9月16日の台風18号による災害復旧の関連経費など、早急な執行を要する経費の計上が主な内容であります。議案書の1ページであります。平成25年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）、平成25年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,280,454千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページ。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では6款11項にわたって、それぞれ23,657千円の増額補正であります。事項別によりご説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入であります。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金、1,533千円の増。子育て支援対策事業補助金。子ども子育て支援事業計画基礎調査に対する充当率100%補助金の計上であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金。3,624千円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款1項町債、9目災害復旧債、2節農林水産業施設災害復旧債。1,300万円。3節公共土木施設災害復旧債。5,030千円。5節その他公共施設災害復旧債。12,170千円。それぞれ説明欄記載のとおり、各災害復旧事業に充当する町債の計上であります。現在、北海道財務局に災害状況と復旧方法を報告し、災害復旧債の発行同意の内諾が得られた額についての計上であります。

なお、町有建物災害共済金の対象となる厚岸情報ネットワーク、門静地区集会所、太田地区公民館につきましては、直ちに共済金の申請を行いその額が確定しだい補正計上し、併せて災害復旧債との財源調整を行う予定であります。以上で歳入の説明を終わります。

8 ページ、歳出であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、630千円の増。床上浸水 6 件、家屋の損壊11件分の災害見舞金の計上であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1, 533千円の増。子ども・子育て支援事業計画の基礎調査委託料の計上であります。平成25年度末までに基礎調査報告書を厚生労働省に提出することになっておりますが、急遽、その中間報告として12月まで、対象者に対するアンケートの集計結果報告を求められたことから、その対応経費の計上であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康づくり費、69千円の増。今般、行政報告いたしました予防接種健康被害調査委員会の開催に伴う委員に対する報償費、旅費の計上であります。

8 款 1 項消防費、2 目災害対策費。318千円の増。台風18号来襲時の対応で使用した土のう袋やシートなどの消耗品、対応した職員や協力者へ提供した食糧費、冠水を防ぐために使用した水中ポンプなど借り上げ料の計上であります。

9 款教育費、2 項小学校費、2 目学校管理費、76千円の増。次ページにわたり、断水によって真龍小学校のトイレが使用不能となったことから、配置した仮設トイレ 6 台の借り上げ料の計上であります。

6 項保健体育費、4 目学校給食費、98千の増。断水時に配食した、おにぎり、弁当代の学校給食費との差額分を、学校給食運営協議会に補助するものであります。

次に新規計上となります施設関連の復旧費であります。

10款災害復旧費、2 項農林水産業施設災害復旧費、2 目農業用施設災害復旧費、150万円。尾幌地区農業用施設災害復旧事業は、被災したポン尾幌排水路護岸につきまして、補助災害復旧事業の災害査定が12月上旬に予定されており、その前段に必要な復旧工事の実施設計委託料50万円の計上であります。大別地区農地災害復旧事業につきましても同じく、9 号川護岸復旧の実施設計委託料100万円を計上するものであります。なお、昨日の 9 日、台風18号災害につきまして、激甚災害の指定と適用措置が公布、施行され、農地や農業用施設等の災害復旧事業の補助率が通常よりも嵩上げとなりますことを申し添えます。

3 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、503万 3 千円。町道42路線の災害箇所につきまして、必要な資材、採石を調達し、町の直営作業と業者作業で復旧した経費の計上であります。

4 項文教施設災害復旧費、2 目社会教育施設災害復旧費、3 万円。太田地区公民館につきまして、台風の突風により破損した窓ガラスの修繕料の計上であります。

次ページ、5 項その他公共施設災害復旧費、2 目社会福祉施設災害復旧費。1023万 5 千円。門静地区集会所につきまして、床上浸水により、床及び壁材とグラスウール断熱材が水浸し状態になり、断熱機能が不全のままで施設の腐食も進行してしまうことから、厳冬期になる前までに取り替え復旧を図るものであります。

5 目観光施設災害復旧費、14万 7 千円。子野日公園につきまして、主に中央園路が上部

からの大量の雨水流水によって、深く掘削崩壊した箇所を必要な資材、採石を調達し町の直営作業で復旧した経費の計上であります。

10目その他施設災害復旧費、207万2千円。厚岸情報ネットワークにつきまして、道路敷地に設置していた光ケーブルの自営柱が大雨による敷地の崩壊により破損した3箇所の復旧工事費及び台風の突風による線などの修繕料の計上であります。

12款1項1目給与費、191万6千円の増。災害対策本部設置に伴う非常登庁及び早朝、夜間に災害対応した職員の超過勤務手当、賃金の計上であります。

以上で歳出の説明とさせていただきます。1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正。追加であります。災害復旧事業、限度額1850万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

4ページをご覧ください。地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高109億379万円。平成25年度中起債見込額6億5960万円。補正後の平成25年度現在高見込額は、106億1874万円となるものであります。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

次に議案第81号であります。議案書の1ページであります。平成25年厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。平成25年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ728万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7474万8千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では1款1項にわたりそれぞれ728万8千円の増額補正であります。事項別にとりご説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料。20万3千円の増。補正調整財源の計上であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害復旧費国庫補助金、1節簡易水道施設災害復旧費補助金。358万5千円。

7款1項町債、2目災害復旧債、1節簡易水道施設災害復旧債。350万円。それぞれ説明欄記載のとおり、災害復旧財源としての計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。8ページをお開き願います。歳出であります。新規計上となります施設関連の復旧費であります。

3款災害復旧費、1項1目簡易水道施設災害復旧費。728万8千円。

太田地区配水管災害復旧事業570万円。太田地区の敷設配水管が3箇所、大雨により土砂が大量に流出して露出した状態となっており、このままでは厳冬期の凍結により使用不能となってしまうことから、配水管の敷設位置又は深さを変更する復旧方法で、12月上旬に予定されている補助災害査定により認められた場合に、直ちに現場工事の発注、着手ができるように計上するものであります。

太田取水ポンプ場災害復旧事業。147万円。大雨による冠水により、設備が稼働不能となったため、応急的に仮稼働する復旧工事費の計上であります。現在、太田地区への給水は、全量が大別地区の水源から行っており、最大需要期には、太田取水場からの配水が必要となることから、この施設につきましても12月上旬の補助災害査定後に本格復旧の補正予算を計上する予定であります。なお、この2件の復旧事業につきましても、激甚災害の指定対象であり、災害認定を受け補助率の嵩上げが決まった後の補正において財源調整を行う予定であります。片無去取水ポンプ場災害復旧事業。11万8千円。冠水により故障した動力制御盤の変圧器の修繕料の計上であります。以上で歳出の説明とさせていただきます。

1 ページへお戻り願います。第2条、地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

3 ページをお開きください。第2表 地方債補正。追加であります。災害復旧事業、限度額350万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。4 ページをご覧ください。

4 ページをご覧ください。地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高988万2千円。平成25年度中起債見込額1850万円、補正後の平成25年度末現在高見込額2657万1千円となるものであります。以上をもちまして、議案第80号、平成25年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第81号、平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。後審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、上程いただきました議案第82号平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容について、説明申し上げます。1 ページをご覧ください。

第1条、総則。平成25年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。主な建設改良事業について、設備改修事業を336万円増額し、2003万1千円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、1 款水道事業収益を22万9千円増額し、2 億6092万円とするものでございます。第2項営業外収益も同額の22万9千円増額でございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用を361万円増額し、2 億4168万4千円とするものでございます。1 項営業費用も同額の361万円の増額でございます。

収益的収入の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。5 ページをお開き願います。始めに収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、3 目消費税及び地方消費税還付金は、22万9千円の増額であります。建設改良事業による工事費の増に伴う消費税及び地方消費税還付金の増でございます。次に収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費は361万円の増額であります。

今回の災害で生じた大規模な断水に伴い、応急給水に要した費用で、町内業者による費用分の171万2千円と日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会の災害時相互応援に関する協定に基づく、応援都市への負担分の189万8千円を計上するものでございます。1ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。収入では、1款資本的収入を334万3千円増額し、1億5845万5千円とするものであります。第1項企業債は200万円の増額。第2項国庫補助金は134万3千円の増額であります。2ページをお開き願います。支出では、1款資本的支出を336万円増額し、2億8958万5千円とするものであります。第1項建設改良費が336万円の増額であります。資本的収支の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。5ページをお開き願います。

1款資本的収入1項1目企業債は、200万円の増。被災した取水ポンプ場の応急復旧による設備改修による増です。2項1目国庫補助金は、134万3千円の増。同じく取水ポンプ場応急復旧工事に対する補助金の増であります。次に資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項1目建設改良費は、336万円の増額。被災した取水ポンプ場の電気設備の改修事業で被災後に仮配線や仮設配電盤により応急的に取水ポンプを運転するために要した費用81万9千円と、その後遠隔操作で自動運転ができる状態まで復旧するために要した費用254万1千円の合計336万円の増であります。いずれも厚生労働省の災害査定の対象となるものであります。

このほかに、まだ、遠隔制御装置がメーカーから借用した仮設装置のままの状態であるため、この復旧費用については、厚生労働省の災害査定を踏まえ12月定例会に補正予算を上程したいと考えております。

ここでまた1ページへお戻り願います。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億3113万円については、過年度分損益勘定留保資金738万8千円、当年度分損益勘定留保資金1億783万9千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1020万8千円及び建設改良積立金569万5千円で補填するものでございます。3ページは補正予算実施計画、4ページは補正資金計画、飛んで6ページと7ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容であります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。なお、本臨時会に限り、……。休憩します。

[休憩 午前10時53分]

[再開 午前10時54分]

●議長（音喜多議長） 再開いたします。水道課長。

●水道課長（遠田課長） 申し訳ありません。2ページの企業債の補正であります。

第5条、予算第6条で定めた企業債の予定額を次のとおり補正するのでございます。
配水管等整備事業200万円の増で、1億3860万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。以上であります。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

なお、本臨時会に限り、各会計とも歳入、歳出、総体での審査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって議案第80号ほか2件の審査方法につきましては、各会計ともに歳入、歳出、総体での審査とすることに決定いたしました。

始めに議案第80号について質疑を行います。歳入から進めてまいります。歳入、ございませんか。6番。

●6番（堀議員） お聞きしたいのが、町債の災害復旧債で農林水産業施設災害復旧債で、130万円なんですけれど。

さきほど行政報告の中で昨日、激甚災害の指定が受けられるといった中で、そうしたときに今回これは調査設計業務の委託に係る財源としての町債の充当だと思うんですけれども。

激甚災害指定となれば、応急工事なども含めてそれらも、確か、私の記憶では補助の対象となるというふうに思うんですけれども。それらの精査も含めて次期議会や3月の時に精算というような形で変わるようなことにはなるんでしょうか。

●産業振興課長（阿部課長） ただいまのご質問でございますけれども。

この災害復旧債ということで今回計上させていただいておりますのは、おっしゃられるとおり調査設計に係る分ということで計上させていただいておりますけれども。この調査設計に係る分につきましては、補助災害の対象にならないものですから、これについては単独の災害復旧債ということで計上させていただいております。

この調査設計によりまして事業費を算出いたしまして、その算出した事業費、それから設計でもって災害査定を受けることとなりますけれども、そのものについては、12月の議会で計上させていただいて、災害査定が今の予定でいきますと、議会の後になるというような情報でございまして、今回調査設計で算出した事業費設計を12月の補正に計上させていただいて、その後に災害査定を受けるというようなことになると思います。

それについての、査定を受けたものに対して補助率というのは通常の補助率から激甚災害に指定によつての嵩上げがされるという見込みということで、聞いてございます。

●6番（堀議員） 農業災害自体が、厚岸町での農業災害の対象というのが、ここ何年間もなかったですね。ましてや、激甚災害の指定というと、殆ど10年以上も前に遡らなけ

れば事案がないような中で。

ただ、その時の私の記憶では、応急復旧工事や何か、通常の農業災害であれば対象にはならないんですけれども、激甚災害になった段階では対象になったはずだと思うんですね。だからそれは過去のことでも、厚岸町の過去の書類に残っているのかどうかということでもあるんでしょうけれども。

いずれにしても激甚災害を受ける農業復旧というのはなかなかないものですから、そういった中では補助漏れ、申請漏れとかがないように、十分な精査の上、査定に臨んでいただいて、せっかく激甚災害、80%とか90%くらいとかまで補助率が上がると思うんですけれども。そういう中では対象漏れがないように十分な精査というものをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●産業振興課長（阿部課長） 今回の災害復旧事業でもって、この激甚災害に指定をされて、対象になる復旧事業というのは、今、ここで出させていただいております、ポン尾幌排水の護岸施設、それから大別の9号川護岸施設と、それから簡水の方になりますけれども、太田の営農用水の施設、取水施設とそれから露出した管の事業が、この農地農業用施設災害復旧事業、そして対象になるということで、今、振興局と調整をさせていただいております。

それで、排水路の護岸の関係につきましては、応急復旧ということは特に必要はないなということで考えておまして、ただ、その営農用水の関係につきましては、応急の必要があるということで、それについては事前に振興局の方と調整をさせていただいて、それらも対象になるように取り進めたいということで調整をしているということでございます。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。他、ございませんか。次に歳出に入ります。ございませんか。10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） ちょっとお伺いいたしますけれども。今回、災害見舞金が63万円計上されておりますけれども、住家被害の方で4地区で6戸の床上浸水、これ、何戸分をみているのかということをお聞きしたいというふうに思います。床下浸水が11戸、突風による屋根等の被害がありますよね、7戸。これらについてどういう内容なのかお尋ねしたいと。

それから、これらの被害の復旧に対応して、復旧は全て個人の責任で復旧をしなければならないのか、何らかの補助制度はないのか。それから、例えば、今、厚岸町が、この間補正を組みました住宅リフォーム制度なんかを、これによって活用することができないのか、そういう場合、そういうことも含めてどういうふうになっているのか、検討されたのかも含めて説明をしていただきたいというふうに思います。

それからこの間の災害で床上浸水あるいは床下でも、ぎりぎりの人もいますようでありますけれども、非常に、この、災害に遭われた方々の中には興奮状態というか、災害の後の興奮が相当の期間残っていたような人も私が何軒か伺ったらあったんですけれども。そういう人達に、この行政報告ではケア活動を行ったというようなことが報告されておりますけれども、そのあたりはどういうふうに行って改善がきちんと見られたということ来判断

されているのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから門静地区の集会所なのですが、床上浸水で今回、説明されているのは、要するに施設の被害だけですよね。それで、備品等にも相当被害があったのではないのかなというふうに思いますけれども、それらの報告がここには記載されていないんですけれども、そういうものはどういうふうに、もしあったら、どういうふうにしていくのか、きちんと今後、使用に支障がないような対応が、もう取られたのか、今後取っていくのか、その辺も含めて説明をていただきたいというふうに思います。

それから、今回、学校の真龍小学校以外は、真龍小学校にはたまたま貯水槽がなかったということで、給食だとかトイレだとかいろいろな面で支障をきたしているんですけれども。今後、ここについてはこのままで推移するのか、何らかの対策を考えているのか、その辺についても説明をしていただきたいとううに思います。お願いいたします。

●保健福祉課長（松見課長） 保健福祉課の方からお見舞い金の内容について、それから精神的ケアへの取組状況についてのご質問に対する答弁をさせていただきます。

お見舞い金の方でございますけれども、今回、床上浸水という形でお見舞いを申し上げるのが6戸でございます。それから住宅等の損壊ということで、まず、居住する住宅部分の損壊でお見舞い金の対象させていただくのが、7戸でございます。

それから今回、酪農家の方も被害を受けておりまして、牛舎が、被害を受けた内の4戸についてお見舞い金の対象としているところでございます。

それから、私ども保健福祉課で保健師の活動に、災害が起きてから、2週間程経過した中で、9月30日から10月4日の間に、主に住宅の被害を受けられた方、それから床上浸水を受けられた方を中心に全戸訪問させていただきました。その対象となるのが14世帯ということで、残念ながら1世帯については何回訪問してもお留守のようで、まだ、お会いできていなかったんですけれども。他の13世帯についてはお話しをさせていただくということを行ってまいりました。

この間では非常に、私ども継続的に、さらに支援が必要だなと今、判断しているのは1軒ございました。この1軒という方が、住宅及び牛舎、それから子牛ですか、そういったような悲惨な状況をどうしても思い出してしまうと。そんなことと牛舎の復旧費ですね、そういったことを考えるととてもストレスが溜まって、ちょっと普通の状態ではいられないということを強く訴えられて、継続的な支援をさせていただきますということで、今後、関わりを持っていただけるようお願いをして、ご了承をいただいているところでございます。他については特に精神的に困っているという訴えは、保健師の方からはあったという報告は受けておりません。

●建設課長（高谷課長） 私の方からは、今回の被害家屋についての住宅リフォームの活用はどうかというご質問でございましたけれども。

住宅リフォーム支援制度ということに限って言いますと、原因がどうであれ住宅リフォームの活用は、制度を活用するということは問題なくできるということでございます。

●町民課長（板屋課長） 門静集会所の備品関係の被害の関係でございまして、室

内なんですけれども、高いところで5センチくらいの水深の跡がありました。

それで、備品なんですけれども、ストーブ1台が水について着かない状態でしたけれども。これにつきましては、修繕で直っております。他の備品については、幸い被害がない状況でございました。

●管理課長（佐田管理課長） 真龍小学校において、今回、トイレが使えないということで、その要因といたしましては貯水槽がないということでもあります。

それで、以前までの学校については、厚岸小学校、厚岸中学校、真龍中学校と貯水槽がありますが、以前は、貯水槽を使って一度汲み上げてそれを2階、1階の方に給水をするということなんです。

最近の各施設を設置するにあたりましては、直結直圧ということで、直接、貯水槽に水を貯めないで、直接水道水の圧力によって水を供給するということができるようになってきたということで、施設自体にその貯水槽を作るということに、いま現在はそういう方向にはなってきたとはいえないということでございます。

今回、如実に現れたと言いますか、こういう便利な社会になってきますと、新しく作った学校において、こういう不便さを感じたということでもありますけれども、新たにこれから貯水槽を設置するというのはなかなか難しいのかなというふうに思っていますが、不便を感じている中においてもできる限りの対応をした中で、今後も進めていきたいと思えますし、水の供給については、貯水槽があった場合においても、貯水槽は1日ないし2日くらいでなくなりますので、その場合には消防からの給水によって、貯水槽に水を入れるということになってきます。

ですからそういう水の供給については、消防署の協力を得ながらポリタンクなりそういうものを設置した中で子ども達にはちょっと不便をかける事になりますけれども、そのような方向で対応していかざるを得ないのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

●保健福祉課長（松見課長） 住宅等の被害に対する、自前で直すのかというご質問があったということで、そのご答弁漏れでありました。大変申し訳ございません。

今回は、私ども保健福祉課で今回、お見舞い金の対象となったのが住宅と牛舎であります。このいずれにおいても、補助制度についてはなかったということでありまして、それぞれが保険加入している場合においては、それらの対象になるもの、ならないものという範囲での修繕可能というふうに考えております。

●10番（谷口議員） この災害の遭われた方々の心のケアの問題なんですけれども。

台風があったのは16日の夜ですか、確か。そうするとたいがい16日、17日、このあたりが被害に遭われた方々は最高潮の状態ですよ。それで、9月の30日にそれぞれの被害に遭われた方々の家を訪問されてというお話しなんですけれども。

私が上尾幌だとか尾幌だとか何軒か災害に、床上浸水あるいは屋根等が飛ばされた家庭、門静等でも話を伺ってきたんですけれども。自宅に若い人がいるだとか、あるいはきちんとそういう対応をしている人がいれば結構、落ちついていられますけれども。自分が責任

を持たなきゃならにという方々は、非常にやっぱり、その時の心の、何と言ったらいいのか、私、精神科医でもありませんから、そういう専門用語はわかりませんが。非常に、こう、気持ちが高ぶってしまっているというような人が結構見受けられたんですよね。そうであればやはり、私は、そういう人達に対する心のケアは迅速に行っていくべきではないのかなとうふうに思ったんですが、そういう程度で行われるのかということで、ちょっと私としてはがっかりしているんですけども、ある程度落ち着いているのであれば、それはそれでいいのかなというふうに思います。

それで、今、説明を受けました中で、住宅についての、屋根あるいは、結果的に屋根等が無くなってしまって、住宅内が水浸しということで、結果的に引き続き住むにしても相当の改修費用がかかっていくように思うんですけども。

そういう方々に対して、この程度が、被害があった方々に対して台風だとか災害に対しての補助制度はないけれども、このこういう事態になった時に住宅リフォーム制度も併せて使うことが可能ですよというようなことは、調査の段階あるいは見舞いを支給しようとする、そういう時にそういう事も併せてどこかで案内、説明をするというようなことは考えているのか、どうなのかね。商業施設はあったようでありますけれども。そういうことをちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それから、学校の貯水槽の問題ですけども。貯水槽を管理するというのは非常に大変だと伺っております。衛生面の問題もありますから、あればあったでそれを管理することになると、大変で、町内に学校以外にも病院も確か持っているというふうに伺っているんですけども。

ただ、そうはいっても、今、ないものを急に作れと言ってもそれはちょっと無理かなというふうに思うんですけども。そういう場合に対応できるものをやっぱり考えておくということも大事なことはないのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどういうふうに考えるのかね。

例えば、緊急時に対応できるトイレくらいの水を確保するために何か、普段は使わなくても簡易な井戸みたいなものを用意しておくとかね。そういうことを考えることができないのかどうなのかも含めて、やはり、もし、何かがあった時に、全く水がないというのは非常に不安なことにもつながっていくのではないのかなというふうに思うんですが、そのあたりではどういう風に考えているかお伺いいたします。

●建設課長（高谷課長） 今回の、先ほども申し述べましたが、住宅リフォームの関係でございますが。

どんな内容でという、原因が何であろうがリフォーム支援制度というのはそのまま活かせるということでございまして、今回、それぞれそれは住宅に限ったことですけども、制度的には当然、その制度は使えるということでございますので、そういった方々にも、そういう制度がありますということは私どもの方からも連絡というんですか、情報として差し上げることは問題なくできます。

●教育長（富澤教育長） 真龍小学校の水の関係でございますけれども、現状の中では先ほど申し上げたとおり難しい状況があります。

ただ、雨水の利用という中では、確か真龍小学校の2階部分に農園があるんですけれども、その水は循環するような形で汲み上げてもう1回畑に使えるというふうな設備はあるんですよ。

ただ、それが排水関係の中でトイレの方に再利用できるかどうかとなれば、詳しい建築の者と協議してみなければわかりませんけれども。現状の中では長期間にわたって断水状況というのは、そうそう、ままにあるものではないというふうに思いますし、長い期間の中でそういうふうなことが可能なことかどうかについては、もう一度検討させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議長） いいですか。他ございませんか。6番、堀議員。

●6番（堀議員） 私は、学校給食センターで、18日の給食の提供があったということで、お聞きしたかったんですけれども。

約860食強ということで報告が上がっておりました。860食で、今回補正額が9万8千円ですから1食あたり約100円ちょっと分かなと。提供されたお弁当というのが、おにぎり弁当ということなんですけれども。このおにぎり弁当自体の単価、それと私も確認はしていないんですけれども、牛乳とか何かも付けていけば、それらも含めて全体で1食あたりいくらかかって、おにぎり弁当がいくらで。

なおかつ、学校給食ですから当然、アレルギーとかそういうような対策とか、そういうものは個別に、おにぎり弁当とかの中でとることができたのかどうか、それについて教えていただきたいと思います。

●管理課長（佐田課長） ただいまのご質問でございますけれども。

おにぎり弁当の1食の金額は、257円であります。おにぎり弁当の内容については、おにぎりが2つ、それからザンギ、それから玉子、ウインナーという、1つずつですね、内容になっております。

それで、アレルギーをお持ちの子どもさんについては、年度当初に各学校から給食センターの方で把握しております。それを受けて、毎回、給食に際しては、アレルギーをお持ちさんについては、それに違った物を出しております、今回も玉子のアレルギーがあるお子さんもおりましたので、それに変わる物を出しております。

その他に牛乳を1本出しております、金額は40円ということになっております。総体ではおにぎり弁当の額が298円ということで、今回、その、小学校と中学校の部分で出したんですが、通常であれば小学校よりも中学校の方が、若干、量が多くなります。当然、体も大きくなりますし、食欲も違いますので多いものになってくるんですけれども。今回は、小学校と中学校、別々にということでの対応は業者さんの方でもできなかったということで、小学校も中学校も同じ分での給食、おにぎり弁当というふうになっております。

ただし、この、各学校にお聞きしますと、残った部分については殆どなかったというように聞いておりますので、この部分については安心したというところでございます。以上でございます。

●6番（堀議員） アレルギーの方については十分、ちゃんと気をつけてということではあったんですけども。ただ、非常食じゃないんですよ。学校給食で、当然、この時は出したんですよ。あくまでも、非常食として出すわけではなくて、学校給食ですよということでしたので。といった時にカロリーとか栄養面のことというのを、当然本来であれば、考慮されるのかなと思うんですけども。

おにぎり2つにザンギと玉子とウインナーが1つずつといった中で、これで1食分の子ども方のカロリー摂取、栄養摂取といった中では対策が十分だったというふうにお考えなんでしょうか。

●管理課長（佐田課長） ただいまの質問でございますが。

確かにカロリー等を、その年代にあったカロリー等というのはそれぞれ計算した中で学校給食は、これまで提供しているところでありますけれども。

今回につきましては、台風の関係もございまして緊急処置ということで、給食に代わるものが出さなければ学校の授業も成り立っていかないということもありまして、緊急的な処置としておにぎり等を提供したということで、カロリー等がいくらいくらあるということまでは、考えた上での提供ではなかったということでもあります。

当然、こういう状況が長期間続くということであれば、給食センター、栄養士もおりますので、協議をしながら当然やっていかなければなりませんでしたが、今回は1日、2日ということも予想されておりましたので、緊急的なことでの対応ということで、おにぎり弁当、カロリーの少ないとは思いますが、そのような形で出させていただいたということでございます。

●6番（堀議員） 最後になるんですけども、あくまでも非常食じゃない。提供したのは学校給食ですから。

そういった中で今回、臨機応変の中で非常食的にならざるを得ないというのであれば、親の方には弁当を提供しますというだけしかないんですよ。だから、その中味とかがどうで、栄養的にどうなのかという説明がない中で、親としては、弁当、じゃあその弁当というのは通常の学校給食と同じ栄養やカロリーというもののうちで出されるというふうに思っているわけなんですけれども。

実際にはそうじゃないというのであれば、やはりそこでの対応の違いというものはないといけないのではないかなというふうに思うんです。学校給食として出すことが臨時食として出すといった中での対応の違いというものをしっかりと決めておいてもらって、その対応というものを父兄への周知といったものも含めて考えてほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。

●教育長（富澤教育長） 今回の措置ですけども。給食だとは思っておりません。

これはあくまでも業者さんが、業者さんの規定による衛生管理規定に基づいて出されているものです。ですから、私どもの給食で出す時は、例えば、作ってから何時間以内、あるいは何度以上を守って提供しなさいというふうに基準がありますけれども。その基準の中でこういうことを行う事は私はできないと思っていますから。

これはあくまでも代替として業者さんから提供を受けたお弁当ということですので、この点については同じような中で学校給食として見ているということでは、私はないというふうな判断です。

ただ、あくまでもそれは、外食産業として提供している中での厚生労働省から定められた基準に従って提供しているものだというふうに理解をしております。

●9番（南谷議員） まず、8 ページ、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。153万3千円、子ども子育て支援153万3千円の計上なんですけど、これについてお伺いをさせていただきます。

今回、補正、臨時の計上の時に何故、この153万3千円、国の動きがあつてこうなんだろうけれども。何で今なのかという部分について、まず、お尋ねをさせていただきますし、先ほどの説明ではアンケートの集計等云々と言ったんですけども。もう少しこの事業の内容について詳しい説明をお願いします。

次に、同じ8 ページなんですけど。8 款1 項消防費、2 目災害対策費の食糧費。7万4千円、非常に金額は小さいんですけども、この関係について先ほどは職員等の昼食と夕食等の分と聞いたんですけども。この内訳と言うんですか、もう少し数字的なものの説明を求めますし、12ページ、12ページの12款1 項1 目給与費。職員の関係だと思ふんですけども。ここで186万3千円、超過勤務手当が計上されております。災害対策用と聞いたんですけども、食糧費もそうなんですけども、この7万4千円もそうなんですけども、私が思うには、経理上のことでお尋ねをさせていただくんですが。

給水作業に当たった方々もこれに充当されているのではないのかなというふうに私は思ふんです。みなさん、16日の8時から業務に当たられて後始末までずっとやっているんですけども。特に水道関係に給水業務もある程度携わった方々もおられると思いますし。そうしますと、この2つの科目の中に、例えば水道事業会計でかかったものについて、収益的支出、配水及び給水費計上されているものも今回ありますよね。同じ人件費なんだろうけれども、厳密に言ったら私は給水作業に当たられた職員の分は水道事業、企業会計の方に回されるのではないかと、ここで1本になっているのではないかなというふうに、私なりに考えたんですよ。全部、その辺はどうなのか、整理をして、何でここに1本になっているのか。なってなければいいんですけども。まず、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

●保健福祉課長（松見課長） 児童福祉費でございます。子ども子育て支援の内容でございます。これは、平成26年度、つまり来年度、厚岸町子ども子育て支援事業計画というものを策定することとなっております。

これは法律に基づき厚岸町の子育て支援の施策について定める計画であります。この前段である基礎資料とするために今年度中にアンケート調査を実施するというのが国からの通知がありまして、これに基づいて今まで準備対応をしていたんですけど、当初年度末まで報告をいただくということで、私も伺っていたところ、先般、12月末までに単純集計でいいので、まずはアンケート調査を終えて12月末までにご報告をお願いするということがスケジュールが変更になりました。

この関係で、今回補正予算を計上させていただいたところでありまして、内容につきましてはアンケート調査の作成、それから回答の入力集計分析でありまして、及びこれを製本してもらう印刷費、それらのものを含んでいるという内容でございます。

●総務課長（會田課長）　まずは、食糧費の内訳でありますけれども。これは、拠点給水にあたった職員、たまたま昼にいる時の職員とあとは関係業者等々からの応援もいただいておりますので、それも含めてということで、昼食それと夕食分をそれぞれ提供いたしました。

昼食が80食分の、単価400円でございます。これには飲み物代も入っております。夕食の70食分の単価が600円ということでございます。それで7万4千円ということであります。

それと、超過勤務手当の分でありますけれども、これは今回、災害対応を16日、これは休日になります。休日から最終的には19日までの、火曜日からは通常勤務に戻っておりますけれども、この深夜、または早朝からの超過勤務分、それと16日は全面的に休日ですので、超過勤務という取扱いになりますけれども。総勢98人の職員がこの超過勤務の対象になっております。

それで、今回、災害対策ということで、全般的に、当然給水対応に当たった職員もおります。これは17日、18日に該当いたしますけれども。これは今回、17日、18日の拠点給水につきましては、各課に応援態勢をお願いをいたしました。これは水道課長ならびに総務課長でそれぞれの担当課長の方に職員を充てていただきたいということでのお願いで、それぞれサイクル、ローテを組んでそれぞれの課で対応していただいたということです。ですから、今回は全般的な災害対応ということで、給水作業、さらには休日の際の土嚢積み等々ありましたけれども、これら全般的に災害対策ということで、この一般給与費の中から超過勤務手当を支給したということでございます。

●9番（南谷議員）　1点目につきましては理解をさせていただきました。

2点目につきましては、あまり私もくどくど言う気はないんです。一発なのかなと。確かに企業会計と一般会計だから、細かい数字だから災害対応だからということなんですかね。私なりにそういう、今、課長の答弁のような理解をさせていただいたんですけれども、なるべくであればなあという思いを僕はしたんです。こうでなければならないという私自身、疑念に思っていたんです。

大きなことではなくて経理上問題がなければ、私はそれはそれでいいんですけれども。やはり、慎重に、経理ですから、やっぱり企業会計と、かかるものはかかるんだということできちっと線を引いて、私は、行くべきだなと考えます。

今回、災害にあたっては16日の8時に災害特別本部を設置されて、寝ずにみなさん頑張っていた職員のみなさんも町の人のために頑張ったと。そういう意味では敬意を表する次第でございます。

また、予算につきましても私なりにいろいろ調べさせていただいたんですけれども、まだ、総体事業費が確定していない部分がありますよね。これは、先程6番議員さんが言われたように、それぞれ追加補正で後から修正になる部分が、事業費があるというふうなこ

とで理解をさせていただきました。

私もしっかり、壊れたものはきちっと整備をしていかなくてはならないだろうし、しっかり対応をしていただきたいと存じます。

●総務課長（會田課長） もともと、この給与費を組むにあたっては、このような有事の際を想定をしてある程度の予算をその中で見ております。

このような災害対策にあたっての超過勤務手当ということですね。水道事業会計の方では、もともと給与を水道事業会計から支出すべきものの職員の給与というのは、そちらの方で見ておりますけれども。今回もその対象の職員につきましては、水道事業会計の方で超過勤務手当を見ているということでございます。人数は少ないですけれども。

あとは、その他職員につきましては、今回、この、給与費の方から支給をさせていただいたということでございます。

●議長（南谷議長） 他ございませんか。管理課長。

●管理課長（佐田課長） 大変貴重な時間、申し訳ございません。

先ほど堀議員の質問に対しまして、おにぎり弁当の額、それから牛乳の額を答弁させていただきましたが、おにぎり弁当の額が298円でご覧になって、その内、先ほど40円が含まれるというふうに答弁させていただいたんですが、おにぎり弁当が298円、それからプラス40円という牛乳代というふうになっておりますので、答弁の訂正をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。総体的にございませんか。10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 今回、この、歳入歳出両方に関わるのかなと思って、今、質問をするんですが。

酪農家が今回、尾幌で災害を受けていますよね。それで、その、保険適用になる部分あるいは残念ながら保険をきちんと掛けていなかったと。経営のこともありますから。ただ、こういう大規模な災害に遭われたという方々が今後の経営を継続維持できるようにすることは、やはり一つには行政もある程度責任を持てとは言いませんけれども、何らかの対応をすべきではないのかなというふうに思うんですよね。

こういう被害があったことによって、経営意欲が一気に下がってしまうというようなことで、この後、離農等につながるとか、そういうことをやっぱりきちんと防ぐような手だても行政としては考えていくべきではないのかと。

そういうことを考えると、例えばそういう災害に遭われた方々に対する公共料金、公納金か、そういうものも含めて猶予等の検討ができないのかどうなのか。そういうあたりを

検討すべきではないのかなというふうに考えるんですよね。税金だとか保育料だとかいろいろありますけれども、そういうものが何らかの形でそういう激甚災害の対象地域になるような災害を受けているわけでありますから、そのあたりはきちんと検討して対応していただきたいなというふうに思うんですが、どういうふうに考えているか。

それから、先ほどの町長の行政報告の中にあった、尾幌地域での風によると思われる被害、ダウンバーストだという説明でしたよね。ですから、ダウンバーストと竜巻は対の関係にあるとあって、誰かにも説明を受けたような気もするんですけども。その、気象台はそれ以降、あれをさらにこう、検証しようとしていたのかどうなのかね。そのあたりではどうだったのか。

見える範囲は私もある程度見たんですけども、それからしばらく経って行って見ましたら、尾幌の便内の浜側といいますか、そちらでも結構被害があるんですよね。そうするとそこに住んでいる人は音がしたというふうに言っているんですよね。それで、気象台が発表したのは、音がしなかったということからダウンバーストではないだろうかという見解で発表されておりますけれども。それらについては、その後どうだったのかということをやっとお伺いいたします。

●産業振興課長（阿部課長） 被害に遭われた酪農家の方々に対しての、経営意欲を削がないような対応ということでございますけれども。私どももそういったことによって経営が、特に今回は牛舎の屋根が飛んでしまったというようなことでいくと、非常に大変な状況にあるなということは、承知をしております。

一方、漁業におきましても海産干場が冠水をして泥がその上を、泥が残ってしまって昆布が干せないという状況。それから酪農の方では、尾幌地区、大体1500ヘクタールくらいの農地がありますけれども、1000ヘクタールくらいの農地が冠水しております。そういうことで、たまたま今回は一番草が終わって二番草の途中であったんですけども。そういう特に尾幌については、二番草については、割と牛に、それがないと冬期のものが困るというような状況も少ないというようなこともあって、たまたま、その部分ではよかったなというような状況にはあるんですけども。

そういうことで、被害に遭われた方々にとっては、非常に大変なことだなということは承知はしております。ただ、具体的に個別の事案に対して、産業の面から支援ということについては、個人のものについてなかなか行政として対応できる措置というのはないというのが状況なものですから、そういう意味ではいろいろな現場なんかでのお話しなんかはさせていただいて、話は聞かせていただいておりますけれども、実際の具体的な対応というのはできないという状況にあることをご理解願いたいと思います。

●総務課長（會田課長） 気象台が報道発表しましたダウンバーストについてですけれども。

実を言いますと、9月19日になりますけれども、ある程度、私の段階で少し落ち着いた時間がございましたので、確か、18日の夕方に釧路地方気象台の方に、担当者の方に電話をして、どうも尾幌で、竜巻、私どもも素人ですので、竜巻のような突風が吹いたような現象が見られるということで調査をしていただけないかということで、情報を提供させて

いただきました。

すぐに、19日に釧路地方気象台の職員が現地に行かれて、まだ、家の状態も被害を受けた状態でしたし、また、道路の倒木、あとは電柱の傾斜等もまだ見られるということで、調査可能ということも判断して、そのような情報提供をさせていただいたと。

それで、19日に早速現地調査を実施していただきまして。釧路地方気象台が調査をした段階で、それぞれ被害を受けた、被災された家庭にも、それぞれ伺ったということでございます。このダウンバーストを推定した根拠につきましては、これは釧路地方気象台がホームページでもすぐに発表しましたけれども、被害の発生時刻に被害地付近を活発な積乱雲が通過中であつたと。

これは、気象台で確認をしていると。被害や痕跡から推定した風向き分布に発散性が見られたと、ダウンバーストというのは発散性が見られることを言うそうですけれども。あとは、被害は面的に分布していたということと、渦の目撃や耳に異常を感じた等の竜巻を示唆する情報が得られなかったということで、この、ダウンバーストということで推定をしたということでございます。これはF1ということで推定したそうですけれども。大きさとしては、F1はダウンバーストのなかでも、かなり大きくなるということだそうであります。

結果的に、ダウンバーストということで異常現象が見られたということです。通常の暴風ではなくて、突風ということで。これが何かしら今回被災に遭われた方々の保険対象等で、さらに何か有利性が働くのであればということでこのような対処をさせていただきました。その後、特に気象台の方からは私どもの方にも連絡はありませんけれどもこの発表をしますということでは、連絡をいただいたところであります。

今回、気象台の職員が言っておりましたけれども、このような現象は厚岸町だけではなくて、たまたま今回、そのような確認が厚岸町でできたということで、積乱雲自体がこれまで気象台で観測したこともないような積乱雲が来ていたということで、この異常な積乱雲が見られる以上、各地でこのような状況はあつただろうということで推定をしています。また、町内でもまだ若竹町で漁船が転倒したという現象もありますし、ただ、これらにつきましては、もう既にそれぞれ漁業者の方がすぐに元に戻ってしまったということで、その調査をできない状態だったということで、そちらのほうまでは気象台の方には伝えていませんけれども、一応協力をしていただいたということでございます。

●税財政課長（小島課長） 私からは公納金への対応ということで、主に税の方でご答弁させていただきたいと思います。

こういった災害に遭われた方に対する税制上の対応ということは、ある一定の制度化されてございますし、それから、3.11の時も対応したという経験もございます。そこで、この度の対応としては、まず、見舞金の支給があつたところについては、我々に既に情報が届いておりますので、いわゆる申告に基づかないで我々の方からどういう状況ですかということで、すでに現地の方に調査に入らせていただいております。

それに基づいて家屋等の被害の割合に応じて、以後の納付金が到来するものについての減免制度の適用ができるかどうかということ、今、計算中でございます。明らかに全損している部分は、わかりやすいのでございますが、どの程度かということ、細かな計算

方法がありますので、今、その作業中のごさいますて、既に着手してごさいます。

それから、徴収の猶予という言葉が使われたと思いますけれども、その件につきましても細かな対応を我々、徴収員などもおりまして、現地に赴きまして毎月、お受取している方々もいらっしゃいますので、そういった方々の中で被災に遭われている方も、その場で確認できているわけですから、どうですかというお声かけをさせていただいてます。その中では1件の方が相談にのっていただきたいということでありまして、そこについては事情を勘案しながら猶予の対応を取らせていただきたいというふうに思っています。

我々には、そういった情報が集まりますので、税外担当もおりますので、他の公納金がその方で納付のすべき状況がある場合には、同じように情報の共有化を図りながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議長） いいですか。1番議員さんの質問があるんですけれども。時間ですので、昼食のため休憩いたします。再開は13時といたします。

[休憩 午前11時57分]

[再開 午後1時00分]

●議長（音喜多議長） 再開します。議案第80号、総体的質疑の中で1番佐藤議員の質問から再開いたします。1番、佐藤議員。

●1番（佐藤議員） 今回の補正予算につきましては、主に災害対策、今回の大雨による影響のための補正が主でありますけれども。雨が多く降って断水になったということでございますけれども。総体の中で、一つ、確認といいますかお聞きしたいと思います。

厚岸町でも飲料水を提供しているメーカーといいますか、メーカーと災害協定を結んでいるのではないかと思います。主に、各町内要所要所に自動販売機が設置されているわけでありまして、災害協定を結んでいる関係で、絶えずテロップといいますか、上の方で災害発生時には飲料水を提供しますということで、テロップは流れているわけでありまして。

今回、災害の中で断水になったということで、正に飲料水が不足するというか、苦労するという事態になったわけでありまして。その時は、私も気がつかなかったんですが、後で言われたりお聞きしますと、正に災害であって、その災害の中でも家が倒壊したとか住むところが無くなったとか、避難所がどうだったとかということではなくて、正に断水による飲料水が不足したと言う事で、その災害協定に基づく飲料水の提供が今回のような事態で販売機に行った人がいるんだそうであります。

それがたまたま、各地に19箇所ですか、給水所を設けて飲料水を提供していたわけでありまして、時間がたまたま、自分が覚えていた時間と行った時間がずれていたんでしょう。そのことで飲料水の提供を受けられなかったというようなことがありまして、たまたま販売機を見たら、そういうテロップが流れていて、販売機に行ったら110円を入れないと水が出てこないというようなことでございましたので。災害協定の中味というのが、どの程度の時にそういう協定が有効になるのかというのがわからないわけでありまして。

ども。

今回のような、そういう飲料水が2日間にわたって、給水の提供はあったんですけれども、そういう状態に陥ったということからすれば、そういう災害協定が発効されるのではないかなというふうに後で言われて、私もそう考えたわけですが。この災害協定の中味がわからないわけですから、その災害協定の中味が、どういう時にそれが、災害協定に基づく飲料水の提供があるのかということも含めてご説明を賜りたいと思います。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

[休憩 午後1時04分]

[再開 午後1時06分]

●議長（音喜多議長） 再開いたします。総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。北海道コカ・コーラボトリング株式会社との間で災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定書というものを締結させていただいております。

この内容ですが、こういった災害時において、テロップで流せるのは、うちの方からも流す事はできるんですが。後、その自動販売機に関して災害時において提供することができるというふうになっております。

ただしですね、実をいいますと厚岸町とこのコカ・コーラとの間で結んでおります協定の中では、町の施設または特別養護老人ホーム、B & G海洋センターと光栄地区のコミュニティセンター、それと社会福祉センターと少年自然の家、この5つの自動販売機についてこの災害時の無償提供ができるというふうになっております。

今回、実を言いますとコカ・コーラの方から飲料水の提供がございました。その際に担当課としてこの協定に基づいて、無償提供ができるように連絡体制を行えばよかったんですが、大変申し訳ありませんでしたけれども、今回、その、担当課としてそのことをコカ・コーラさんの方にお伝えすることができなかったということについてお詫びを申し上げます。

●1番（佐藤議員） そうしますと、今の総務課長の答弁では、そういう町で判断といいますかね、相手の会社の方にそういう依頼というのか、申出をすれば、その災害協定に基づく飲料水の無償提供が、今の5箇所についてはできたということでございますね。

もちろん、こんな災害は無いにこしたことはありませんけれども、何年か何十年かわかりませんが、災害ですから、全くないということはこれからは言えないわけですから、今回は一つの教訓といいますか、そういうことでそういう災害があった時には、2時間か3時間の断水ではなくて、結構長い期間、2日間にわたる断水ということでございますので、極力、例えば、これから公共あるいは町から遠いとか、そういうところ以外にもなるべく箇所を増やしていただく、あるいはそういう災害時は町の方から要請をして飲料水の提供をしていただくとか、そういうことで今後対応していただきたいと思います。

が、いかがでしょう。

●総務課長（會田課長） 今、議員の言われた内容、十分検討、また、コカ・コーラさんとも協議をしながら対応を図っていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議長） いいですか。他、ございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 次に、議案第81号について質疑を行います。歳入から進めてまいります。歳入でございませんか。次に歳出に入ります。ございませんか。総体的にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 次に、議案第82号について質疑を行います。歳入から進めてまいります。ございませんか。失礼いたしました。資本的収入から……。収益的収入から始めてまいります。収入の部分ございませんか。なければ次に、収益的支出、ございませんか。

総体的にございませんか。

（私語多数）

●10番（谷口議員） これ、条ごとにやった方がいいと思う、かえって。

●議長（音喜多議長） 資本的収入及び支出にはいります。ございませんか。

●10番（谷口議員） それで、どうするの。収入をやるの、それとも一括。

●議長（音喜多議長） 資本的収入。

●10番（谷口議員） はい、いいです。

●議長（音喜多議長） 資本的支出。

●10番（谷口議員） 今回のこれは、災害復旧に関わる支出ですよ。それで、お伺いしたいのですが、この建設改良費、いや、上水道施設災害復旧費なんです。

復旧に関わる支出でありますけれども。この災害復旧はあくまでも法律によりますと、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律の第2条の第2項には、この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）という内容ですけれども。

結果的に、厚岸町の今回は取水場に関わる復旧が大きなものではないのかなというふうに思うんですけれども。あの施設は、作って、もう相当の年数が経っていますけれども、当然、いろんな災害を想定しても、あのようによっておくと十分対応できるという、そういう設計をして作られた施設ではないのかなと。時々雨がくるたびに水没して、壊れることを想定しながら作ったものではなくて、当然、そういう災害があっても十分対応ができるというようにして作られたものだと思うんですよ。

そこで今回の施設は、今回の予算、それから今後きちんとしたものを造っていくには今のまま、ただ、壊れた部分を直せば良いというのではなくて、今後もこういう被害に遭った場合に十分対応ができるような施設に、私は、きちんとすべきではないのかなというふうに考えるんですけれども。今の法律をそのまま適用しますと、原形復旧があくまでもその対象にしかないということなんですけれども。

そのあたりで、町としてやっぱり今後のこと、今までは想定をした範囲で十分できると思ったのが、想定外だったということになっているわけですから、これからは、想定外、想定外、想定外でいくのか、それともやはり、それに耐えうるようなものをきちんとしていくには、この制度だけでは私は不十分ではないのかなというふうに考えているんですけれどもね。それで、これをどう復旧するのかと、厚岸町として、町長を始めこういう問題をどう克服しようとしていくのか、そのあたりをお伺いしたいというふうに思います。

●水道課長（遠田課長） まず、今回の予算に計上しております復旧の内容でございますけれども、確かに今おっしゃられたとおり、災害査定で対象になる内容というのは、原形復旧、元に戻すだけです。

実は、ことし4月の初めにも、4月7日に大雨があって、ここの取水施設の非常用発電装置が冠水しまして、これも災害で査定を受けて対応して、9月末に入札を終えて、今、これから復旧に取りかかるところなんですけれども。それについても、やはり考え方が同じで、元に戻すだけと。

ただ、こちらは元の位置に戻せば、また、冠水してしまうということで、嵩上げ座台、その他対策を講じた工事を今回、発注するんですけれども。その追加、原形ではまた被災するからこういうふうに改良するんだという部分については、補助の対象にはなりません。今回も応急的に、まずは取水ポンプを運転して何とか断水を回避するために応急

的に、仮設的にやった分については、そのものは対象になりますし、とりあえず自動運転が可能な状態までもっていくという内容も、これも、ただ、原形に戻しただけの内容になります。

今後、今、検討中ですが、こういう想定外の事態に対してどのような対応が、対策が必要かという部分については、これは全く災害の補助の対象外になります。その分については、現行の法律の壁といいますか、我々、今の段階ではどうしようもないということではありますけれども、今回計上した分については、確かに元に戻すだけという内容です。

今後については、このような事態が起きない対応についてはこれから早急に対応してまいりたいと考えているんですが、それについては残念ながら災害の補助の対象外というのが現状でございます。

●副町長（大沼副町長） 私の方からは、法に基づく関係をご答弁申し上げたいと思います。取扱いにつきましては、今、水道課長の方からご答弁を申し上げたとおりでありまして、過去にもこの風水害以外に地震等の災害を受けて施設を直した例がございます。

例えば、床潭保育所、温水プール。震度5程度の地震は頻発する地域であります。しかしながら、その震度5の地震によって被災を受けた部分、これについては原形復旧、これが原則であるということで、先ほど質問がありましたとおり、国庫負担法というのがございまして、原則、原形復旧までは補助の対象にするという、法律で決められております。

従いまして、それ以上のことをするということになりますと、それぞれの市町村の単独、単費でもって措置をしなければならないということでもあります。これは今回いろいろご心配をいただいて、道の幹部の方、それから政党の関係者がお見えになった際には、実はこれが、昭和26年に制定されている法律でありますから、それがずっときているということで、今、こういうふうな地方自治体の財政が非常に厳しい時に、同じ震度5の地震なんて、こう、この地域ではしょっちゅう来ると。補助対象になる部分だけを整備したのなら、また同じことになるということを訴えまして、町長からも、特に道の幹部の方に、こういう制度というのはおかしいよねということを申し上げております。

しかしながら、法律ですから、これは国会で議論をしていただかないと、法律の整備というのができないのは当然でありますから、そういう実情を上の方に訴えていくということになろうかなと思います。

過日、防災後援会をさせていただきました。この時にも南三陸の佐藤町長がおっしゃっていました。原形復旧だと、原則。同じところに同じ高さの波が来たら、また同じ事になるのがわかっていて、同じ場所でなければならんとか、同じ施設整備でなければ補助の対象にしないというのは、いささか、いかがなものかという疑問も呈しておられましたけれども。全くそのとおりでありまして、ここの考え方について上の方に、機会あるごとに訴えていかなければならないと、そのように考えております。

●10番（谷口議員） 今、副町長がおっしゃったとおりだと、私、思うんですよね。

そうであればやはり今、地方6団体とかとよく言われますけれども、あるいは町村会だとかそういう団体がやっぱりきちんと対応することが大事ではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、必要であれば地方議会もきちんと決議をする、あるいは議長会の運動方針の中に入れていくということが大事ではないのかなというふうに思っていますけれども。今、そういうその町長が加盟している町村会だとか、地方6団体、そういうところではこの問題がきちんと取り上げられているのか、制度改正ですよ、言ってみれば。

そういう問題をきちんと取り上げられているのか、今後、取り上げなければならないというふうに考えているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●副町長（大沼副町長） お答えを申し上げます。現在までのところ、地方6団体、特に厚岸町に関して言いますと北海道町村会、ここで正式にテーブルには、まだ、現在のところ上がってはおりません。従いまして、どういう方法がいいのか、どういう形でテーブルに上げていただけるのか上げていただけないのかも含めて、今後、協議を進めてまいりたいと、そのように考えます。

●議長（音喜多議長） いいですか。

（「はい。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。総体的にございませんか。12番。

●12番（室崎議員） ここで、お聞きしますが。断水とそれを取りまくいろいろな状況について、町民の中から出ている疑問がいくつかありますので、それを理由といいますか、こういう事情があったんだということを明確にした方がいいと思いますのでお聞きいたします。

その前に、今回の断水、要するに水道の施設そのものが水没して、水が引かないという中で、水道課、課長の説明によると決死的な対応で何とか復旧を急いだという話も聞いておりますし、町民の中にもそういう話は流れておりまして、これは、皆、高く評価しているということ。それから、断水になって給水に当たっても、近隣の市町村、そして自衛隊、いろんな関係機関が献身的に協力してくれて、もちろん役場の職員も一生懸命やってくれた姿を町民は見ておりまして、それなりの高い評価をしているということは、あえて申し上げます。

その上でお聞きするわけですが、まず、17日、給水施設は、場所は4箇所だったんですね、給水拠点が。18日になって19箇所になったんです。それで、特に自動車をお持ちでない方は、町内4箇所という時には、大変きつかったというような声が出ております。それで、これはやはり、いろいろな手続きの問題やそういうことがあって、1日の断水ではまわりからの援助は、時間的な意味もあって間に合わない。だから、今後もこういうようなことが有った時には、初日、1日くらいは4箇所程度でしかできないというようなものなのか、それとも、何らかの事情があって今回はこうだったんだけれどもということになるのか、その間の経緯をお知らせいただきたい。これが1点目。

それから、何とか断水をしないで何とか給水をしたいということで、一生懸命頑張ったと思うんですよ。しかし、断水せざるを得ないということになったわけですよ。それは

いつごろ見通しが決まったのか。そして、朝、6時頃に防災行政無線で一報を出しているというふうには伺っております。まず、この一報に関しての時間と、その時街頭放送もやっているかどうか。屋内だけだったのか。全部動いているのか。それが2点目。

それから、それと断水の始まる8時までの間に、どういうものを使って何回くらいどういうふうに住民に周知をしたのか。どうも、お隣から断水するよという話を聞いて栓を開けたら、もう8時だったというような話は随分聞こえるんですよ。この点がどうだったのか。

それから、3番目なのですが。こういうことがあると町民から緊急連絡やそれから問い合わせやあるいは苦情ですね、これが引きも切らず入るというふうに伺っております。その時にこの、例えば断水でいろんなことをやらなきゃならない水道課が、その電話を全部受けていたら仕事にならないですよ。こういうような時にその電話を受けて、なおかつ、そこではいろんなことを、聞きたいことがあると思うんですよ。そういう情報が一遍に集まっていて、そういう対応をするというような役場内の態勢はどういうふうになっているのか。

というのは、電話をかけたけれども、私は係が違うからわからないと言われたとか、たらい回しにされたとか、いろんな話が飛び交っているんですよ。それは、もう、こういう時で、大変にてんやわんやだったからでしょうと私は一生懸命言っていますけれどもね。こういうものがあるんです、そのあたりを、この3点についてお聞きしたいんです。

●水道課長（遠田課長） まず、17日、4箇所しか拠点給水ができなかったということなのですが。大雨が降ったのが前日の午後から。取水場の施設が多少の雨では確かに今まで耐えられるように遠隔で監視もできますし、運転もできます。

ところが、相当、大雨で取水場の水位を計る水位計も振り切れる状態で、場内の排水を確認するポンプも、水がポンプ室内に入って屋外に出しているよという、ポンプの運転状態も確認できました。このまま耐えてくれればいいなと思ったんですが、残念ながら予想以上の水位の上昇で施設、特に配電盤ですね、ポンプに動力を供給する施設が午後9時10分にだめになりました。

その時点で、現地の状況が状況ですから、現地にどういう状況か確認に行くことも、道路が冠水して車両が通行できないということもありましたが、確認に行くことすらできない状況で、当然、復旧することはこの時点では無理だろうと。雨自体はその日、12時までには上がりましたが、その間に降った量のことを考えますとこれはもう、朝まで運転を再開する見込みがないという判断にたちました。その時点で、今の宮園配水池に貯水している水量、その水量でどこまで給水が可能か、たまたま夜間でしたので、夜間の水量は漏水量プラス若干の水量ですから、結構、時間的には持つだろうと。

ところが、当然、朝になりますと使用水量が増えますので、どこまでもつのかという検討を直ちに行いました。その結果、午前8時までにはもつだろうと。ただ、そういう検討をして、そこまでは何とかいけるという結論が出たのが、午後10時過ぎですね。相当混乱していました。その対応もどうするかということも、どたばたしていた中で、当然、夜中に防災無線というわけにはいかないだろうと、即効性があるのは防災無線というのはわかっていましたけれども、なかなかその時点で、即、お知らせすることはできないだろうと。

ただ、何のお知らせも無く、突然、どんと止めるわけにもいかないだろうと。貯水している水のある程度みなさんに確保していただく時間も必要だろうという判断で、午前6時に、8時から断水をせざるを得ないという内容の防災無線を入れさせていただきました。

これは一度だけなんですね。これも、後々大きな反省点になったんですが、確かにその後、いろいろ問い合わせや苦情の中で、「何でもっと細かに入れてくれなかったのか」という意見をいただきました。これは大きな反省点ですが、かなり、水道課の中、混乱していたというのもあって、一度しかできなかったというのは事実でございます。

断水するという8時から全面的に上水道区域を断水せざるを得ないということの前提に立って夜中に、それではどういうふうにもず、町内の水を順次、復旧のことまで考えて、どここの水道のバルブを閉止したら、止めることとその後の復旧の手法を効果的に取れるかという検討と、それを操作する業者なり職員、それから操作する機材もその時点から用意をして配置をします。それが大体2時から3時くらい、夜中ですね。そういうことをやりつつ、さらに当然、8時から断水するというのはほぼ間違いないですから、給水の態勢をどうしようかということで、これも夜中でしたので大きな態勢、極力、良い態勢を取りたかったのは確かなんですが、町内業者や日本水道協会の災害時相互応援に関する協定というのがありますので、そういう協定も活かして極力、不便を掛けない方法でやろうとして配置できたのが、やはり、そういう中で4箇所が限界だったということなんです。

それと、その中でやはりこれだけ大きな、広範囲な断水は初めての経験でありましたので、給水の現地の状況、断続的に入ってくる状況を聞きますと、やはり十分な給水が取れていないと、その間もどんどん問い合わせの電話もきますし、これではまずいということと、被災した取水場の状況を確認しますと、確認に行けたのもかなり遅い時間ですが、17日、1日の断水では済みそうに無いということで、夕方、庁内で協議をしまして、他の自治体や関係機関に応援要請をしようということになりました。

その時点から18日の態勢、給水箇所をどうするかということも決めるという、そういう手はずで、水道課10名の体制で応急給水から応援要請、それから施設の復旧、業者の手配、それから当然、応援要請をするにあたっては受け入れる態勢も作らなければなりません。勝手に来て勝手に給水するというにはなりませんので、どこに効果的に配置して行ってもらおうかという、振り分けの作業も当然出てきます。そういうことで、17日は断水に係る準備の関係で、大きな反省点ではありますが、4箇所ですでに十分だったとは思えません、確かにそのとおりなんです。そういう態勢しかとれなかったというのは事実でございます。

17日の夕方から、もう、これではまずいという態勢の中で協議をして、関係機関に応援を要請したということになります。それから、この間、そういうごたごたの中で、最後にご質問のありました電話対応の問題です。非常に電話が、問い合わせが殺到いたしました。水道課に残っていた対応できた職員は3名です。3名で町内各所からくる電話の対応、マスコミの対応、それから応援要請の配置、全てをやるというのはこれはかなり困難でした。総務課の助けもいただきましたが、電話対応については、具体的な中身などのこともありますので、全て水道課に集中しました。水道課では、他の課の電話対応をお願いしたんですが、他の施設の被災や何かで十分な人員がとれないということもありまして、最終的にはやはり水道課で対応せざるを得なかったというのが事実でございます。

これは、課の中で、これだけの事態になってどういう反省点があるかというのを出し合

っている中で、住民のそういう問い合わせに丁寧に対応することがこういう場面では本当に最良だったのかという反省点が、今、実は出されております。それについては今後検討していく内容になるだろうというふうに思っています。大変不十分な中で、大変なご迷惑とかご不便をかけたことは、事実でございますので今回のこういう内容を踏まえていろいろ検討してまいりたいと思います。

●総務課長（會田課長） 私の方からは、防災行政無線と、それと I P 告知の情報発信についてお答えをいたします。

さきほど水道課長の方から申し上げたとおり、防災行政無線での放送につきましては、8 時前、断水する前の情報発信は一度のみです。屋外拡声器は使っておりません。

その後、11時07分に再び、断水の周知を行っているという状況です。

その後は、それぞれ給水所の情報周知については、その間、2 度ほど行っておりますけれども、断水の周知につきましては、今の 2 度と。

それと加えて I P 告知の放送につきましては、17 日、これは朝の 4 時 07 分に一度、それと 8 時 00 分に 2 度目ということで、2 度、断水の周知を行っているところであります。

●12 番（室崎議員） 給水が、19 箇所になって助かったという声は随分あります。最初の 1 日が 4 箇所だったと言うことに対しては、やはりいろいろなところから、大変だったという声が出ていますね。

これは、いかに速やかに他からの応援を求めてでも、断水になった時には給水の地点を作っていくかということだと思います。これはよろしくお願いしたい。それで広報に関してなんですけれども、結局、伝わっていないというのがすごく多いんですよ。

しかも、この次期、朝、外に出ている人も、仕事でね。外にいる人も結構多かったようです。だから、家の中にいる人が、それもその防災無線の機械のある部屋か隣の部屋で聞こえるところにいる人はわかったけれども、ということを随分言われていますね。それで、今の電話の話についてもわかりました。

それで今の話を聞いていて非常に強く感じるのは、最初から最後まで反省まで水道課なんです。こういう災害の時に全庁あげての問題になるんじゃないでしょうか。苦情が来れば受けるのも水道課。近隣の応援をどうしようか、水道課。いや、復旧でもってああしななければならない、こうしななければならない、全部水道課。今の説明を聞いていると、そういうふうに聞こえるんですよ。そうじゃないんですか。

例えば、断水というものが必定だと、決まった瞬間からそういうものを、どう広報するかというのは、水道課の手を離れたっていいんじゃないですか。水道課は復旧の方に専心すればいいんじゃないですか。そういう態勢、システム、あるいはマニュアルと言ってもいいのかな、あまりマニュアルというといざという時動けなくなるから言いたくはないんですけども。

これ、やっぱり、激甚災害ですよ。大変な事態でした。町の職員は殆ど眠れなかったと思います。へたすると二晩くらい眠れなかったんじゃないかと思います。それだけのものがきている時に、あっ、水だから水道課だ、道路がいければ全部建設課だというようなものではないと思うんです。

そのあたりをどのように捉えて今後に活かそうと考えていらっしゃるか、それをきちんと、ここでお話しいただきたい。

●町長（若狭町長） 私からお話しをさせていただきます。

先ほども行政報告の中でお詫び申し上げましたけれども。町民各位に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて、再びお詫びを申し上げたいと存じます。そういう中で、実は先般、課長会議を招集をさせていただきました。室崎議員が、今、質問いたしましたとおりであります。今回、いろいろと反省点が多々あったわけであります。

思えば、地震・津波については、それなりの防災・減災対策を積極的に、今、全力を挙げて対応しているところであります。しかし、今回の断水につきましては、残念なことに、春にはありましたけれども、今回のような大きな災害になるであろうということは予想だにしていなかったことは事実であります。それに伴う対策等も講じられなかったことも事実であり、反省をしているところでございます。

見通しが甘かった、情報がどうだったのか等々があるわけでありまして、私といたしましては、今後、自然災害が多発いたしております。台風、ゲリラ豪雨、竜巻、又は断水等を含めて、これらの危機管理態勢をしっかりとしなければならない、そのように指示をさせていただいたところであり、町長としてその責任の中で行政を執行していかなければならない、そのように考えております。

ただ、個別に考えますと今回の断水のことではありますが、水道課は大変でありました。原課の課長からお話しがあったとおりであります。そこで今回の例だけを申し上げますと、やはり1課だけでは無理だと、こういう大災害については。やはり、今、ご指摘がありましたとおり、マニュアルを作るべきではなかろうか。地震・津波については総務課が中心になって、まち課との連携を図るとか、それで間に合わなかったら他の課と連携をとって行動を開始するとかいう、いろいろな考え方で今まで動いていました。

断水につきましては、今回は総務課も協力いたしたわけではありますが、やはり現場第一でありまして、それぞれの課の担当する現場でいろいろな災害状況等を見なければならないという点もありまして、なかなか連携が不十分だったことも事実でありますので、この点も含めて組織の見直しもしなければならない、そのように考えているところであります。

それと、改めて私は、今日は町議会議員さんをお願いいたすわけではありますが、自治会の会長さんをやっていらっしゃる方も大勢おります。私が何回もお話をしておりますが、自主防災組織、これがどちらかというと沿岸部を中心にしましてお願いをさせていただきました。先ほど、谷口議員からご質問がありました。一人住まいの人はどうするのかとかということもある程度考えなければならない課題も起きたのではなかろうかと、そのように考えておりますので、是非、これは沿岸部のみならずこういう事態はどこでも起きるんだということがございますので、是非、自主防災組織を作っていただきたい。これも町民課に指示をいたしました。直ちに各自治会をお願いをしまして、そういう組織を早く作っていただきたいと。

具体的な数字を申し上げますと、自治会は32ありますが、自主防災組織を組織しているのは23箇所、率で言いますと71.87%であります。おかげさまでこのように高まってきております。どうかそういう意味で今回の災害を契機にしまして、さらに、よろしくこの点

をお願いを申し上げ、町民・行政共々、安全・安心な町づくりを推進していかなければならない、そのように改めて考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げますと存じます。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。他にございませんか。

なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第7、請願第2号、有明地区昆布干場等水害対策に関する請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 請願第2号、有明地区昆布干場等水害対策に関する請願書。

紹介議員南谷健、同じく竹田敏夫、同じく堀守。

請願の趣旨 貴議会におかれましては、常日頃より町政発展に尽力され、また私ども漁業従事者の生活の安定のためにお力添え下さいますこと、衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

さて、この度の9月16日の豪雨は、町内に大きな爪痕を残しました。

私ども有明1丁目2丁目汐見川流域に海産干場や倉庫・乾燥機を有し、また居住するものにとりまして少なからざる被害を受けた次第です。

その内容を申し上げ、十分な対策を講じていただくようお願い申し上げます。

今回の豪雨により汐見川は溢水し、周辺の干場は泥まみれとなり、そのままでは全くの使用不能の状態となりました。汐見川には想定外の大雨というだけでは片付けられない問題があります。

現在汐見川は一部河川整備がなされています。しかしこの整備の場所は途切れ途切れであり、整備済み箇所と未整備箇所が交互に並び未整備の部分は幅も3分の1程度、ヒョウタンのくびれの様になっています。このくびれの上流側は雨の時削られるのか土囊で補強している状態です。

今回の大雨でも我々が危惧したとおり汐見川未整備箇所から溢水しました。各人皆が心配していたことが現実になってしまったのです。また、西側の山から突いてきた泥水は、有明1丁目156番地から35番地方向にかけて、筑紫恋道路に向かって川のように流れ、干場は勿論乾燥機や倉庫を水浸しにし、昆布を濡らす被害をだしています。

地域の東側は霊園、終末処理場、残土置き場、町住敷地からの泥水が有明2丁目筑紫恋道路沿いの干場に流れ込み溢れた泥水は筑紫恋道路を越えて向かい側の干場にまで流れ込みました。また、終末処理場の前を通る松葉通りが川のようになり残土置き場の泥水を巻き込んで筑紫恋道路に溢れました。

今回の洪水被害は私ども各々が自力で復旧いたしました。しかし、今の汐見川やそれに連なる排水溝の状態では、また大雨が降れば同様の被災を繰り返すのではないかとこの危機を振り払うことは出来ません。

また、昨今の気象状況はこのような大雨が再来する恐れが大きいことを伝えています。この地域の被災を少しでも少なくするため、下記の整備を早急に進めて頂くようお願いいたします。

記、1 汐見川の整備を早急にすすめて下さい。2 当地域西側の山からの水流を道路や干場に溢れさせないように十分な大きさの側溝を設置して下さい。3 筑紫恋通りの西側には大きな暗渠式側溝が設置されています。しかし、東側には小さなU字溝があるだけです。東側にも雨水に十分対処できる側溝の設置をお願いします。4 筑紫恋通りの東側には道路に沿って干場が並んでいます。その東側は地盤が一段高くなっています。この干場との境目に素掘の側溝が入っています。しかし、これは相当に古く、半分泥に埋まり草が生い茂っています。この側溝をきちんと雨水を受け止め、洪水を防ぐ効果を果たせるものに整備して下さい。5 今回の大雨では、この地域の東側の斜面の上部に作られている残土置き場から相当程度の泥が流れ込みました。残土置き場から泥が流れ出さないような処置をお願いいたします。

平成25年10月8日

厚岸町議会議員 音喜多 政 東 様

請願者代表 厚岸町湾月1丁目46番地 桂 川 正 博

●議長（音喜多議長） 紹介議員であります南谷議員より説明を求められておりますので、これを許します。9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 紹介議員を代表して説明をさせていただきます。

まずもって、各議員の皆様には本請願書を今臨時会で提出させていただきまして、誠にありがとうございます。

今般の9月16日の台風によりまして、台風による豪雨、本町は町内の大部分での断水、道路の冠水や突風による屋根の破損など、甚大な被害を受けました。被災されました多くの皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

ただいま朗読されました請願の内容、請願書のとおりでございます。被災をされた方々の連名の請願でございます。この文面につきまして、ひしひしと私自身も請願の内容を読まさせていただきました、非常に浜のみなさん、それから有明地区にお住まいのみなさん、大変な思をされた。みなさんの思をしっかりと受け止めて、請願紹介人にならさせていただきました。

私も、この16日、17日の朝、朝早くから浜に出まして、いろいろと調査をさせていただいたんですけれども、奔渡の方から霊園を経由して、有明に入って啞然といたしました。本当に、十字路になっている道路の部分が、霊園の方から見ると黄色くなっていました。冠水している干場もあったんですけれども、もう、風景が一変しておりました。現場に行きましたら、家族ぐるみというんですか、奥さんとみなさんでそれぞれの倉庫の整理や乾燥機の中の掃除、そして、乾燥機、明日にも昆布が操業するかもわからない中で、どうす

ると。まずは、整理をされていました。気になって、その日の晩に、そして翌日の日中でも再度、足を運ばさせていただいたんですけれども、みなさん、大変な思いをして、昆布がすぐ出るだろうと。トラック屋さんにも相談をして、採石を入れてこれを対策しなければならぬということでお聞きしたら、浜全体では、一つの浜に10台くらいの採石が必要なんだと。だけど、ダンプも急にということで、6台くらいしかないの、順番を待っても、みなさんがそれぞれ応急措置をしていただくにしても間に合わないんだと。

それで、みんなで相談をして、ある者については、知人の浜を借りられる人は。借りていただく。さらには、本当は全部に10台撒きたいんだけど、7台でがまんするとか、3台でがまんするとか、半分でがまんするとか、それぞれで調整をして何とか、昆布の出た朝までですね、かかって採石をダンプから降ろしていただいて、みんなで地ならしをして、さらには水道も無かったわけでございますから、水を汲んできてその上にじょうろで敷いたばかりの採石では昆布は干せませんので、水をかける作業も一生懸命なさっております。

本当にみなさんの気持ちと言うんですか、起きた事、さらにはこれからの操業にも支障をきたすという悲痛な思いで作業をされていたんですけれども、何とか、願わくば災害対応していただいて、一つ国の力も借りたいんだと、そんなことを口々に述べられていたんですけれども、残念ながらそっちの方は、なかなか厳しいということでございましたし、操業に、まず、浜を整備しなければならないというその強い思いで、一心でおります。

ですから、私のところに、後日、請願の紹介人になってほしいと言われた時には、快諾をさせていただいて、本日の臨時会に提案をさせていただいた次第でございます。どうか、あの地区はみなさん、よくご存知のとおり三方が山に囲まれておりまして、雨水対策、何らかの対策、この請願者の5項目につきまして、対応をしていくべきではないかと私も思いますし、これらの対応につきまして、みなさんのご理解をいただきまして、ご賛意いただきますよう議員のみなさんをお願いを申し上げ、紹介の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。

本請願については、急を要するため、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって請願第2号については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって請願第2号は、採択することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 日程第8、意見書第4号、J R 北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書についてを議題といたします。職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 意見書案第4号、J R 北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成25年10月10日。

提出者、厚岸町議会議員、堀守。賛成者、厚岸町議会議員、谷口弘、同じく室崎正之、同じく中川孝之、同じく大野利春、同じく南谷健。

J R 北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書。

J R 北海道は、平成23年5月の石勝線トンネル内の脱線・火災事故を踏まえ、昨年11月に「安全基本計画」を策定したが、その後も出火、脱線などの重大インシデントやトラブルが相次いでおり、公共交通機関としての信頼は大きく揺らいでいる。

このような中、本年11月から特急列車の減速・減便といったこれまで前例のない取組みを決定した矢先、9月19日には、貨物列車が脱線事故を起こし、その後行われた国土交通省による特別保安監査により、道内270箇所でレール異常の放置が判明し、保線管理の問題も明らかとなった。

すでに特急列車や貨物列車の運休により、道内の経済・観光などにも大きな影響が出ており、今後、道内交通の大動脈とも言える鉄道輸送体制がこれまでどおり維持されるのかと、私たち J R 北海道花咲線沿線自治体に住む者のみならず、道民の大多数が不安を感じており、事故原因の究明が進むにつれ、整備や保安分野での技術継承や、老朽化によるエンジンの改修・更新の必要性なども含めた、J R 北海道の様々な構造的問題を指摘する声も上がっている。

J R 北海道には、何よりも安全を最優先とする公共交通機関として、一刻も早い再生を目指し、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、広大な積雪寒冷地の北海道における運行の安全確保に万全を期すことが緊急に求められている。

よって、J R 北海道が利用者の信頼を取り戻すために、次の事項について国に対し強く要望する。

記。

1、事故原因の徹底究明と事故防止策の強化について、J R 北海道に対し指導を行うとともに、その対策の着実な実行をしっかりと監査すること。

2、積雪寒冷地、長距離運行という本道の特性に一層配慮し、老朽化した車両・設備の更新に必要な技術的、財政的な支援強化を早期に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年10月 日、

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、音喜多政東。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

●議長（音喜多議長） 提出者であります堀議員に提案理由の説明を求めます。

●6番（堀議員） みなさん、貴重なお時間、大変ありがとうございます。

ただいま上程されました意見書案第4号、ＪＲ北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書について、提案理由の説明をいたしたいと思います。

ここ毎日、ＪＲ北海道の事故や重大なインシデント、事故に結びつく恐れのあるできごとがニュースから消える日がなく、私たちのこのＪＲ北海道花咲線を通勤、通学、通院などで利用している人たちはもちろんのこと、私たち、厚岸町住民だけでなく、沿線自治体、引いては道民誰もが鉄路の安全・安心に疑問を持たざるを得ない状況下、一刻も早い企業再生が求められているものだと思います。

一方で、その企業再生をＪＲ北海道だけに任せた場合、経営合理化の御旗の下、赤字路線の廃止・縮小が進められる恐れもあり、決して収支的に良いとは思えない花咲線も、その対象となるということが起こらないとはいえないとも思われます。私たち厚岸町に住む住民にＪＲ北海道花咲線の廃止・縮小を臨む者はいないと考えますし、将来にわたっての安全・安心な鉄路の維持を住民は強く望んでいるものだと思います。

よって国に対しては、意見書にもあります2点の事を強く要望するものであります。まず、1点目についてですが、去る10月4日、国土交通省はＪＲ北海道に対し、緊急業務改善指示を出しております。これは、過日行われた意見書にもあります、特別保安監査の正式な報告が出る前の極めて異例なものです。このことから、事の重大さが推し量られるものではありますが、今後、国からは業務改善命令という最も重い行政指導がされる見通しで、これに沿う形で業務の改善がされていくと思いますが、国が、その後もしっかりと監査することにより、業務改善の着実な遂行と道民への安全・安心を担保してほしいと要望するものであります。

また、2点目は、現在のＪＲ北海道が旧日本国有鉄道から分離・民営化された会社でその際、積雪寒冷地で都市間が広い長大路線を抱えるＪＲ北海道に対し、現在、約7000億円にまで積み増しされた経営安定化基金の利息収入を充てることが許され、民営化といえどもその株式の全てを国が持っていて、改正旧国鉄債務処理法により財政的な支援も多く受けている会社であるということは、みなさん方もご承知のことだと思います。

しかしながら、その後の過疎化の進展や道路輸送網の充実、超低金利時代の到来など、民営化当時の想定を上回る経営環境の悪化と当初から懸念されておりました電路化や複線化の遅れなどもあり、突き詰めていけば昨今のＪＲ北海道の問題は全て、ここに集約されるのではないかとも思えるほどで、国に対しては今以上の支援の強化を強く求めるものであります。

以上、簡単に説明をさせていただきましたけれども、委員各位におかれましては事情ご検察の上、意見書にご賛同いただきますように、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。ございませんか。

(「なし。」の声あり)

- 議長（音喜多議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は、末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。よって、平成25年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時08分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年10月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
